

標準保険料率の算定方法について

1 標準保険料率の算定方法

標準保険料率は、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）厚生労働省保険局国民健康保険課 令和3年9月」に基づいて算定され、各市町村のあるべき保険料率の見える化と各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値を示すという二つの役割を担うこととなっている。

具体的な算定方法は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額（ e ）を標準的な収納率で割り戻した、調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額 e' を算出し、市町村標準保険料率、都道府県標準保険料率（全国統一の算定基準に基づくもの）及び各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料率を算定する。

なお、標準的な収納率は市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準として、市町村毎の過去5カ年の収納率の平均値とした。

$$\begin{aligned} & \text{標準保険料率の算定に必要な保険料総額（} e \text{）} / \text{標準的な収納率（} s \text{）} \\ & = \text{調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額} = e' \end{aligned}$$

2 市町村標準保険料率の算定

所得割率 = g / 所得総額

$$\begin{aligned} g = \text{所得割賦課総額} &= (e' / t) \times (\beta / (1 + \beta)) \times 1 \\ &\times (\text{各市町村の所得総額} / \text{県内の所得総額}) \end{aligned}$$

均等割額 = j / 被保険者総数

$$\begin{aligned} j = \text{均等割賦課総額} &= (e' / t) \times (1 / (1 + \beta)) \times 0.7 \\ &\times (\text{各市町村の被保険者総数} / \text{県内の被保険者総数}) \end{aligned}$$

平等割額 = k / 世帯総数

$$\begin{aligned} k = \text{平等割賦課総額} &= (e' / t) \times (1 / (1 + \beta)) \times 0.3 \\ &\times (\text{各市町村の世帯総数} / \text{県内の世帯総数}) \end{aligned}$$

※ 所得・被保険者指数 $[t]$ =

$$\{ (\beta \cdot (\text{所得（応能）のシェア}) + \text{人数（応益）のシェア}) \} / (1 + \beta)$$

※ β は全国平均と比較した都道府県の所得水準であり、所得水準が全国平均である都道府県は $\beta = 1$ となる。

沖縄県の β は	医療分	: 0.7489926193532
	後期高齢者支援金分	: 0.7629474899747
	介護分	: 0.7826856337363

となっている。

※所得総額、被保険者総数及び世帯総数については、所得（応能）のシェア及び人数（応益）のシェアの算出に用いた数値により求める。

3 都道府県標準保険料率の算定（全国統一の算定基準に基づくもの）

所得割率 = g / 県の所得総額

$$g = \text{所得割賦課総額} = \Sigma e' \times \beta / (1 + \beta)$$

均等割額 = j / 県の被保険者総数

$$j = \text{均等割賦課総額} = \Sigma e' \times 1 / (1 + \beta)$$

4 市町村標準保険料率（市町村算定方式）

所得割率 = g / 所得総額

$$g = \text{所得割賦課総額} = e' \times P1$$

資産割率 = h / 資産税総額

$$h = \text{資産割賦課総額} = e' \times P2$$

均等割額 = j / 被保険者総数

$$j = \text{均等割賦課総額} = e' \times P3$$

平等割額 = k / 世帯総数

$$k = \text{平等割賦課総額} = e' \times P4$$

※各市町村の算定基準に基づく市町村標準保険料率の算定

※所得割、資産割、均等割、平等割のそれぞれの算定額割合をP1、P2、P3、P4とする。P1、P2、P3、P4は各市町村の保険料の賦課割合から決定。

$$P1 + P2 + P3 + P4 = 100\%$$